

た親と比較して、虐待・放置の件数が半減していることがわかった。この研究結果は、2002年の州議会で取り上げられ、「健康な出発」サービスは、児童虐待・放置を予防するだけでなく、長い目で見れば、母と子の間に安定した愛着関係ができた良心のある市民が増えることにより、青少年非行の減少や、成人の犯罪をも減らすことが出来るので、未来の州予算の節約であるとして、2003年度から、オレゴン州全域で実施されることになった。

このサービスは、日本でも保健所を強化し、保健婦とソーシャルワーカーを採用することで、容易に実践可能な、前向きな政策であり、その効果は計り知れないほど大切であると思はれる。

里子自立支援ほか

ケーシー・ファーミリー・プログラムス：ワシントン州シアトル市に本部を置き、アニー・E・ケーシー財団を作ったUPS宅配便のケーシー兄弟の一人である、マーガレット・ケーシーの遺産ではじめた児童福祉機関である。アニー・E・ケーシー財団のように実践機関に助成金を与えるのではなく、最高の里親制度の実践を研究するため作られた。現在年間予算110億ドルで、23の支部を14の州に置いて8歳以上の1万人の里子を長期養育里親宅で養育している。この機関は8歳以下の子どもは、養子縁組をすべきだと確信している。

里親制度の実践は全部研究につなげ、実証されたものをインターネットで公表し誰でも使用できるようにしている。例えば、里親を募集し、里親の評価をおこなう質問集と評価基準をテネシー大学と協力して作成した。質問には、親業の技術、しつけの方法、児童福祉機関との連携などが盛り込まれ、里親用とソーシャルワーカー用があり、これを基にして、里親候補は申請を実行するべきか、ソーシャルワーカーはこの里親を認可し資格を与えるべきか、などの決定の道具とする。

ケーシー・ファーミリー・プログラムスでは、特に里子の自立に必要な技術がなにであるか研究している。里子の代表を集め、自分たちの将来に対する期待を語らせ、そのためにはどのような技術(skills)が必要か討議させ、それに基付いて必要な技術習得法を考慮した。まず自立の基礎は良い学校教育であることをかかげ、学校で教師が里子をどのように教育するかという訓練を行うとともに、里子一人一人に勉強を教えるより勉強の仕方を教える家庭教師を付けている。18歳で大学に入る子どもには、卒業まで奨学金を与えるなど、手厚い支援を行っている。また自立支援の一環として8歳から25歳までに習得しなければならない自立の技術のリストを年齢毎に作り、それを習得するためにするべき作業と評価の基準を作成し、インターネットにのせ、子どもと里親がそれをダウンロードして、自習できるようにしている。

上記の資料や評価の道具などは、インターネットにのっているが、ダウンロードするのに特定なプログラムが必要で、まだ筆者の手に入っていない。後日ダウンロードに成功したら、翻訳して発表するつもりである。

VII カナダ（ブリティッシュコロンビア州）の里親制度

大谷まこと

1. 現状

カナダはフォスター・ケア（foster care）のシステムが発達している国の一であるが、中でもブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC州と記す）は先進的な取り組みを行い、他の州のモデルとなるシステムを作ってきてている。

BC州で現在（2003年度）行われている最新のプログラムの大枠は、1999年の終わりから2000年にかけて実施されたものが基になっている。

日本では、日本における里親制度に類似した英米系の制度をあらわすときに、一般にフォスター・ファミリーという言葉を用いてきているが、BC州においては、Family Care Homes という用語が使われている。但し、同一の文書のなかでも、またさまざまな文書においても、完全にこの言葉に統一されているわけではなく、foster home あるいは family home という用語も頻繁に用いられている。しかしながら、home という点に着目してこの制度をあらわしていることについては一貫している。これは、フォスター・ケアに対するBC州の理念とも関係してくるように思われる。本論文においては、ファミリー・ケア・ホームとあらわすことにする。foster family という用語も存在しているが、これは、家庭における家族それぞれの貢献に着目するときに用いられることが多い。family care home parent という用語は、foster parent と同義である。

ファミリー・ケア・ホーム（foster home）は、一般的には自分の家族のなかで暮らすことができない状況にある子ども達に、その家族が危機的な状況にある一定の期間、代替的かつ治療的なケアを提供する。なお、本論において単に「子ども」と記すときには実親のもとで暮らしれない子どものことを指し、フォスター・ペアレント自身の子どもを記すときにはその旨の断りをつけるものとする。

フォスター・ケアのゴールは、子どもが自分の家に戻ることである。但し、「その親が子どものケアをすることができる場合に」という限定付きである。この可能性が低い場合には早期に代替ケアが選択されることになる。どのような場合に代替ケアになるかは、本論において適宜記していく。

フォスター・ケアは、the Child, Family and Community Service Act (C F & C S A c t) を大きな枠組みとし、主として省と the B.C.Federation of Foster Parent Associations (BCFFPA) および家族との協働によって作られたブリティッシュ・コロンビア州の Standards for Foster Homes および the Foster Family Handbook foster family handbook 等に則って行われる。^{*1} フォスター・ケアの内容を規定するものとしては、他に Protocols for Foster Homes や、 Safeguards for Children and Youth in Foster or Group Home Care 、

*1 the Foster Family Handbook には、フォスター・ケア・ホームに対して提供される省のプログラムやサービスが、フォスター・ペアレント等にむけて書かれている。

Standards for Foster Homes は、フォスター・ケアについて、省の要求の詳細や C F & C S A c t での枠組みに関しての達成基準を知らせたり指導したりする内容である。

Family Care Home Practice Guidelines 等があり、非常に整備されている。内容も詳細で、たとえば *Protocols for Foster Homes* では、ファミリー・ケア・ホーム内における子どもの安全の保護に重点があり、ケアの質等につき詳細な規定が置かれている。また、フォスター・ペアレントと省のスタッフとの関係についての定めもある。

ファミリー・ケア・ホームのシステム全般に主として係わりをもつ機関は、*the Ministry for Children and Families*（以下、省と記す）、および、*the B.C.Federation of Foster Parent Associations*（以下、BCFFPAと記す）である。それぞれ地域に支所を有している。²

BCFFPAは、各地域で活動しているフォスター・ファミリーの団体の代表者によって構成されている非営利組織であり、フォスター・ペアレントによって運営されている。BC州全体で展開し、約70の支部、10のCouncilがある。BCFFPAは、フォスター・ファミリーへの教育、訓練、フォスター・ファミリーの社会的な活動の組織化、親睦会、セルフ・ヘルプ・グループの援助等を行っている。また、特別なプログラムやプロジェクトにおいて省のスタッフと連携して仕事を行う。

先住民族(Aboriginal、以下、アボリジナルと記す)のための組織もある。*the Federation of Aboriginal Foster Parents*（F AFP）という、非営利組織であり、1999年4月に設立された。アボリジナルのフォスター・ペアレントによってBC州全州で活動している。BCFFPAがその活動をサポートしている。F AFPは、アボリジナルのフォスター・ファミリーに対する援助を行うほか、アボリジナルの子どもをケアしている者に対しては、非アボリジナルの場合も援助を行っている。

BC州のファミリー・ケア・ホームには、多くの専門家スタッフが係わっている。子どもがファミリー・ケア・ホームで生活を始めて以降に限ってみても、子どもの側には子どものソーシャル・ワーカー、フォスター・ペアレントの側にはリソース・ソーシャル・ワーカーがいて、適宜コンタクトをとっている。また、それぞれのワーカーはチームで仕事をしていて、重要な問題はチームでの検討事項となる。³ スーパーバイザーやそれに類する役割を有するチームリーダー等の関与もある。ケアの質という面では、*the Protection manager* および、*the Investigating child protection social worker*との係わりがでてくる。ガーディアンやオンブズマンとの係わりもある。また、これら全般において、*the BCFFPA support worker*も関係してくる。

このように、BC州のファミリー・ケア・ホームにあっては、頻繁にかつごく自然にスタッフやワーカーとの、オープンな、定期的かつ臨時的な接触がなされている。スタッフは研鑽を積んだ専門家である。このような各種機関からのスタッフやワーカーとの重層的な係わりは、当事者それぞれの立場を充分に保護・代弁できるようにという観点と、客観的な角度から事態を公正・公平かつ迅速に判断していくかなければならないという観点から構築してきたものであると考えられる。なお、ファミリー・ケア・ホーム内での虐待等の疑いが出てきたときには、ファミリー・ケア・ホーム関係以外の規定も適用される。たとえば、*the ministry's Practice Standards for Children Protection, Practice Standard for*

*2 その他、多数の機関との係わりがあるが、それについてはワーカーやスタッフの所属と重複してくるため、ここではスタッフの所属を記すことにする。

*3 ケア・プラン作成や修正については後に述べる。

Guardianship 等である。

カナダの全人口は、31,413,990人、BC州は、4,141,272人である。

カナダにおける家庭 (family) の数は、8,371,020、BC州では1,086,030である（2001年度の統計）。

BC州における0歳から18歳までの子どもの数は、約996,000人、その内、健康上の問題、重大な精神上の問題、問題行動等によりイン・ケアにある子どもの数は、10,088人（2002年4月）である。この7年間で61%増加したが、その中の、約40%がアボリジナルの子どもと青年である。従ってBC州における子どもの問題を考えるときに、アボリジナルの問題はかなりの比重を占めていることになる。なお、イン・ケアにある子どもの数は、2001年から2002年の統計においては減少の傾向にある。2002年7月には1万人を切り、9817名。そのうちアボリジナルの子どもは43.8%を占めている。なお、イン・ケアにある子どもとは、省（ministry）の管轄下において、一般的のディレクターあるいは養子縁組におけるディレクター（共に、任命権者は大臣）のカスタディ（custody）⁴、ケアまたはガーディアンシップ（guardianship）⁵のもとにある子どものことを言う。

住居を伴ったイン・ケアには、ファミリー・ケア・ホームのほか、グループ・ホーム、スタッフのいるホーム、独立した住居での生活、養子縁組託置等が含まれる。

また、10,088人（2002年4月）のイン・ケアにある子どものうち、A Special Need Agreement による場合は、494人。省の継続的なカスタディを受けている者は5,233人。なお、省は、虐待の可能性のあるケースについて一日約90件の報告を受け（この報告は事前のアセスメントを経ているものであり、また、70件は child protection worker による調査も経ている）、月間では例えば2002年4月においては3,045件の報告を受けている。

10,088人のイン・ケアにある子どものうち、ファミリー・ケア・ホームにいる者は5,906人。残りの大部分は、特別なグループ・ホーム specialised group homes で生活している。養子縁組が成立した子どもの数は約150人である（2001年度）。

BC州には約3,400のファミリー・ケア・ホームが存在している。residential care に占めるファミリー・ケア・ホームの割合は、73%にのぼる（2001年度）。BC州はこれを2003年度には77%にまでしていくことを目標にしている。このようにすでに中核的な存在であるファミリー・ケア・ホームではあるが、最近の需要の増加に比べて目立った伸びがないとして、省においても地域においてもファミリー・ケア・ホームを増やすための取り組みが行われている。アボリジナルの子どものためのアボリジナルのファミリー・ケア・ホームはもともと少ないため、さらなる取り組みが必要とされ、省はアボリジナルのコミュニティやグループと共に活動を行っている。BC州は養子縁組にも力を入れていて、2004年度には倍の300名を目標としている。

スタッフやワーカーの数は、それぞれの機関や支所をあわせるとかなりな数になる。一

*4 監護。子どものケア、および後見を含む。

*5 親のすべての権利・義務・責任を含む。カスタディ、およびガーディアンシップについては、後に述べる（p.15参照）。

例をあげると、虐待が問題になったとき等において現場で実際に活動している front-line child protection worker だけでも 993 名いる。これは前年度の 804 名から 24% の伸びをみせている。

BC 州の場合、一人のワーカーが何人の子どもを担当しているかという、行政機構に視点を置いた観点からは、ワーカーの充実の度合いをはかりきれないようと思われる。子どもの側にもフォスター・ペアレントの側にもそれぞれソーシャル・ワーカーがつき、日常生活の中で具体的な接触をもち、さらには問題が起きたときにもそれぞれの役割を果たす。⁶ その他、チームのスタッフもいるし、他の機関に属するワーカーもいる。また、ワーカー等の関与が必要とされる場面や関与の形態について膨大な規則等が着々と整備されてきている。このように、1 件につき多数のワーカーの関与があり、かなりの程度子どもやフォスター・ペアレントの権利が守られニーズが満たされているというところから見るならば、BC 州ではワーカーが質、量ともに揃ってきていると見てよいであろう。

2. イン・ケア

子どもが省の管轄下でイン・ケアに入るのは、 CF&CS Act 下における三つの場合である。⁷

a. A Voluntary Care Agreement による場合。 CF&CS Act 6 条

子どもに対するカスタディを有している親が一時的に子どもを家で養育できなくなった場合において、自発的に、文書で、ディレクターとの協定を結ぶことによって行われる。ディレクター⁸ は可能な限り、子どもに意見を聞き、協定の効果を説明しなければならない。この協定を結ぶ前にディレクターは、家庭に対して提供することが出来る支援を利用しての養育等、家庭に留まれる方策を探すことのほうが当該状況下で子どもにとって適切であると考えられないかどうか、協定が子どもの最善の利益にかなうかどうかを考慮しなければならない。協定には、子どもの生活の場をどこにするか等のケア・プラン、子どもの発達の状況や子どもに影響を及ぼす決定についての情報の親への提供、子どもとのコンタクト及びそのコンタクトの内容の詳細が含まれなければならない。協定には最長期間が定められていて、協定にサインがなされたときに 5 歳未満の子どもについては 3 カ月、それ以外の場合には 6 カ月である。更新は可能であるが、すべての協定について、合算して次の期間以上の更新はできない。協定の対象となる子どもあるいは対象となる子ども達のなかの最年少者が 5 歳未満であるときには 12 カ月、同 5 歳以上 12 歳未満のときには 18 カ月、12 歳以上のときは 24 カ月である。協定の終了時において親が養育を再開しないときには、更新が可能な期間内においては 30 日のみ延長することが可能である。(CF&CS Act 6 条の要約)

b. A Special Need Agreement による場合。 CF&CS Act 7 条

*6 ワーカーの活動をチェックするワーカーもいる

*7 本論で使用する CF&CS Act の訳あるいは要約は、大谷の試訳に基づいている。

*8 ディレクターは省の大蔵によって任命され、法の執行と子どもの福祉システムの構築全般に責任を有する。

特別なケアが必要とされる子ども a special needs child に対して、親が一時的に養育できないときに、対応できる特別の専門家を省が用意できる場合に締結される。これについても、a の場合に類似する規定がある。

c. 子どもの強制的分離。(CF & CS Act 30条の抜粋)

子どもの健康や安全に差し迫った危険が及んできている場合、あるいは子どもを適切に守るための適当な手段が他にない場合等において、ディレクターが子どもに保護が必要であると信じるだけの根拠があると考えた場合（根拠を確信できるまでの客観的な証拠までは要求していない）には、裁判所の命令無くして、ディレクターは強制的に子どもを親から分離できる。警察の協力も要請可能である。

d. 警察による緊急保護。(CF & CS Act 27条の抜粋)

警察が c と同様の判断をした場合にも、緊急保護をなし得る。時間的な制限や後の処置についても定められている。

なお、イン・ケアの決定には、次の三つの法律が関係してくる。

a) CF & CS Act

主として次の二つの場合に適用される。

*親が子どものケアを行うことができず、省との間でケアに関する協定を締結する場合

*子どもの保護の必要性から、親のところから分離しなければならない場合

b) The Family Relation Act

親あるいは後見人が死亡し、遺言でガーディアンシップを引き受ける人が誰も任命されていなかった場合、あるいはまた、裁判所が省のディレクターにガーディアンシップを引き受けるよう命じるとき。親族がこの法律のもとでカスタディやガーディアンシップを引き受けようとする場合には、フォスター・ペアレントとしての適格性についての家庭調査が行われた後に最終決定がなされることになる。

c) The Adoption Act⁹

養子縁組についての同意書に親がサインする場合、子どもは養子縁組のプロセスが完了するまでの間、一時的にフォスター・ケア・ホームに託置されることがある。

3. ファミリー・ケアの態様

イン・ケアにある子ども達は、日々の暮らしの中で困難な問題に直面し、専門的なスキルに裏付けられたケアをしてくれるフォスター・ペアレントを必要としている。

Family Care Homes は以下の五つのタイプに分かれている。

① Restricted homes

フォスター・ペアレントが子どもの親族であったり、子どもと特別な関係があつたりという場合である。協定内容は、対象が特定の子どもに限定されていて、子どもが家を離れるときやケアを必要としなくなるときには協定が終了することになる。

② Regular homes

*9 筆者著、「ブリティッシュ・コロンビア州（カナダ）養子縁組法（The Adoption Act）の特色」養子と里親を考える会編『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題—』第3章参照。

一般的なケアを提供するホームで、foster homes のなかでも一番数が多い。これらのホームに託置される子どもは、通常、フォスター・ペアレントの知り合いではない。

次の Specialized homes は特別なニード、すなわち身体面、心理面、情緒面、行動面でのニードを抱えている子ども達のためのホームである。

- ③ Specialized homes : level 1
- ④ Specialized homes : level 2
- ⑤ Specialized homes : level 3

④および⑤のタイプのホームは、併せて1,769ある。

Specialized homes は、極端に挑戦的な (challenging) 行動上、あるいは情緒面での問題を抱えていたり、発達の遅れが顕著であったりする子どものケアを行う。上記のように③④⑤の三つのタイプに分かれ、それぞれのレベルにおいて特別な経験、トレーニングが要求される。また、ケアは子どもごとに別個のサービスが行われなければならない。

フォスター・ペアレントは皆、一日単位での計算で、子どもの託置されている期間についての支払いを受ける。専門的な ファミリー・ケア family care を行うフォスター・ペアレントは、そのサービスに対する支払いをも受ける。一例をあげると、これには毎月の休養日に対する支払いも含まれる。

ファミリー・ケア・ホーム Family Care Homes の提供するケアのタイプは、基本的に次のものである。

a) Short-term or temporary care

フォスター・ケアの大部分は、子どもが託置されざるを得なくなった状況が解決されるまでの間提供されるものである。託置の時点において、子どもをいざれは家に戻すことが前提となっている。その期間は、短期であったり、ケア・プランの進捗状況に応じてのものであったりする。一日だけのこともある。通常、24か月を超えることはない。

b) Long-term care

The Family Relation Act あるいは、a Special Needs agreement にもとづく裁判所命令によって、長期にわたる継続的なケアが必要とされた子どものためのケアである。

c) Emergency care

ほとんどのケースが事前通知無しで、当日あるいは24時間以内に子どもがホームに連れてこられる。託置は通常の就業時間内であろうと夜遅くであろうと行われる。このタイプのホームは通常、他の託置を検討したり探したりしているときに使われる。Emergency care は、最長14日までである。

d) Respite care

親に休養を提供するため子どもを他のホームでケアするものである。これらのホームは、一回につき一日あるいは数日の間（例えば週二日間、あるいは1カ月に四日間）子どもを預かる。断続的なケアを繰り返し行うことを中心とし、短期のケアを提供する。

e) Relief care

このケアは、Respite care と同じようなものである。違いは、休息がフォスター・ペアレントに対して提供されるという点である。

これらの託置の大部分は Short-term のケアであり、約80%の子ども達が12カ月以内に自分の家に戻っている。

B C 州では、すべてのファミリー・ケア・ホームが 省との協定 (agreements with the ministry) である Family Care Home agreement のもとで運営される。その協定に署名することによって、ホームの開設が認可される。この手続きが行われなければ、子ども達を受け入れることができない。

Family Care Home の種類に対応し、Family Care Home program のもとで、それぞれの Family Care Home agreements がある。上述の内容と重複するところは省略する。

a) **Restricted Family Care Home agreements**

この協定は最長一年の契約であるため、毎年更新されることになる。

ホームに受け入れることのできる子どもの数は、最大で 6 人である。ここには、フォスター・ペアレント自身の子どももカウントされる。

b) **Regular Family Care Home agreements**

協定期間、子どもの数とともに、Restricted Family Care Home agreements の場合と同様である。

c) **Specialized Family Care level 1 agreements**

協定期間、子どもの数とともに、Restricted Family Care Home agreements の場合と同様である。

d) **Specialized Family Care level 2 agreements**

この協定の最長期間は 18 カ月である。託置され得る子どもの数は 3 人以下である。

また、ホームの中にいる子どもの数は、フォスター・ペアレント自身の子どももいれても最大で 6 人である。態度が乱暴であったり、物を破損する行為に出たりする子どもも含まれる。

e) **Specialized Family Care level 3 agreements**

この協定の最長期間は 18 カ月である。託置され得る子どもの数は 2 人以下である。

また、ホームの中にいる子どもの数は、フォスター・ペアレント自身の子どももいれても最大で 6 人である。自傷行為や他人に危害を加えたりする子どもや経管栄養の子どもも含まれる。主たるフォスター・ペアレントは自分の代わりにケアを行う人が 24 時間いつでも来ることが可能な場合に限って働きに出ることができる。

level 2 agreements および level 3 agreements は、child - specific のタイプと、bed - specific のタイプとがある。両者は特定の子どもに対するものと、人数に余裕ができたときは別の子どもをうけいれることができるるものという違いがある。child - specific agreements のタイプは、特定の子どもの託置の協定であって、その子どもがホームを離れるときは、その人数枠に関して協定も終了となる。但し、その子どもの去った 30 日以内に他の子どもを受け入れができる協定である場合、その子どもの使っていた人数枠を別の子どもに使うことが可能となる。

bed - specific agreements では、ホームが特定の子どものためではなく、通常の形で使われる場合に締結される。両者併せての数 1,976 のうち bed - specific のタイプは約 650 である。

f) **Respite and Relief agreements**

計画的に、子どものふだん暮らしているところとは別の所で、短期間生活させるものである。

Respite care は、子どもを自分の家庭から離すものであり、Support Services agreement によって提供されるものである。Relief care は、Family Care Homes が他のフォスター・ペアレントに対して休息を与えるためのものである。

子どもを家庭から離す場合の考慮事項については、CF&CS Act 71条に定めがある。

子どもを託置する場合、ディレクターは子どもの最善の利益を考慮しなければならない。ディレクターは、親族に託置することを優先しなければならない。しかし、そうすることが子どもの最善の利益とならない場合には、次の事柄を考慮して子どもを拡大家族以外のところに託置する。

- a) 地理的に、子どもが親族や友達とコンタクトをとり続けることができる範囲内であること
 - b) 兄弟姉妹が同じ家庭で生活できること
 - c) 地理的に、同じ学校に通い続けることができる範囲内であること
- アボリジナルの場合の規定もあるがここでは省略する。

BC州のフォスター・ケア・ホーム制度では、子どもにとって最適なフォスター・ファミリーを探すことが要請されている。最適のところがなければ、新たに募集したり、他の地域の所をも探す必要がある。

最適なフォスター・ファミリーであるかどうかの判断をするときのファクターとしては次のものがあげられている。ニードに合致、子どもの個性、能力の伸張、care giver の個性、および関心のありか。

4. 経費・報酬

フォスター・ペアレントは毎月、自らの費用および子どもにかかった費用をカバーするため、定まったレートでの報酬を受ける。

フォスター・ファミリー・ケアに対する報酬（経費を含む）は、ホームの種別、子どもの年齢、および、地域の別によって異なる。また、特別な経費については通常の報酬以外の追加の支払いも受けられる場合がある。family care rate は、実際にかかる費用を基にしたレートになっている。各地域におけるレートは、the local Ministry for Children and Families office で確かめることができる。支払いは翌月の中旬である。

州による違いは以下の通りである。BC州のレートはカナダ全州のなかで最も高い。次の表は、12歳から19歳までの子どもについてのレートである。

	※カナダ・ドル	
	0～11	12～19
① Restricted homes	701.55 ドル／月	805.68 ドル／月
② Regular homes	701.55 ドル／月	805.68 ドル／月
③ Specialized homes : level 1	1,059.57 ドル／月	1,163.70 ドル／月
④ Specialized homes : level 2	1,741.95 ドル／月	1,846.08 ドル／月
⑤ Specialized homes : level 3	2,418.21 ドル／月	2,522.34 ドル／月

④と⑤は、人数が増えるに従って、報酬は少しづつ安くなっていく。

子どもの人数	一人	二人	三人
④ 11歳以下	1,741.95 ドル／月	3,171.78 ドル／月	4,497.57 ドル／月
12歳～19歳	1,846.08 ドル／月	3,380.08 ドル／月	4,809.96 ドル／月
	一人	二人	
⑤ 11歳以下	2,418.21 ドル／月	4,316.22 ドル／月	
12歳～19歳	2,522.34 ドル／月	4,524.48 ドル／月	

各州における現実の報酬の違いは次の表に一部あらわされている。

Province	Family Care Per Diem
British Columbia	\$26.86 (January 2001)
Alberta	\$13.15 - 22.06
Saskatchewan	\$12.12 - 21.43
Manitoba	\$16.55 - 24.31
Ontario	\$25.71
Quebec	\$14.97 - 23.32

*Financial Services Branch, November 2000

レートはさらに物価によって変更される。

1991年からBC州においては生活費が約8.5%、1996年からは約5～6%上昇している。この間、報酬のレート foster family care rate は、1991年から5回改訂されている。

Date	% Increase	Rate for 0-11	Rate for 12-19
October 1, 1991	3.75%	\$326.22	\$423.41
October 1, 1993	77%	\$613.00	\$704.00
December 1, 1994	2%	\$625.26	\$718.08
January 1996	2%	\$637.77	\$732.44
January 1, 2001	10%	\$701.55	\$805.68

ファミリー・ケア・ホームの政策には1992年以降大きな変更はないが、報酬はかなりばらつきがでてきた。例えば同じレベルのケアをしている者であっても、720ドルもの差がある場合もある。

この Basic family care rate に含まれるもの例としては、次のものがあげられる。

- Foster Care を始めるにあたっての費用
- 子どもが増えたことによる日常的な消費費

- ・学校関係の通常の諸費用
- ・foster family 関連での通常の外出に係わる費用
- ・子どものヴァケーションやサマーキャンプにかかった子どもの分の費用

通常の経費にはあたらないものに関しては、毎月の報酬には含まれないが、子どものソーシャル・ワーカー、および、リソース・ソーシャル・ワーカーとの事前の協議や諸手続きを経て特別な支給が認められるものもある。

特別な支給が認められるものについて、以下いくつか例をあげる。

交通費関連では、通常の小旅行程度のものは毎月の報酬の範囲内である。しかし、遠くへ家族旅行をするとき、飛行機を利用するとき等は、毎月の報酬以外に支給される場合がある。なお、家族旅行をする場合、交通費以外の費用についても、高額のものは支払いが可能である。

ガーディアン関連の諸費用 *Guardianship expenses* に属するものは、だいたいにおいて特別な支払いが可能である。たとえば、衣服、心理面等の専門的なサービス、家庭教師、私学の費用、大学の費用、子どもの家族に会いに行くときの費用 車の免許、ささやかなプレゼントなどである。

その他、通常の範囲内では報酬に含まれていても、高額な場合には特別な支払いを受けることが可能なものもある。ヴァケーションやサマーキャンプであっても、高額な費用がかかるときなどである。

フォスター・ペアレントの家族に特別なことが生じ家を空けなければならなくなった場合においては、ベビーシッターダイやホームヘルパー代等の一時的な費用についても毎月の報酬以外に支払われる場合がある。

以上、BC州のフォスター・ケア・ホームに対する報酬のあり方は、子どもに対して充分な保護を行うこと、フォスター・ケア・ホームを行うことによってフォスター・ペアレントに経済的な負担をかけないこと、また、子どもがフォスター・ファミリーの一員として家族と共に行動がとれるようにすることに対して、充分な配慮がなされていると言いうる。

その他フォスター・ペアレントの特典として、Family Care 関連で受け取った報酬は、無税とされている。

なお14日以上子どもがホームにいない場合には報酬の支払いは停止となるが、いない間に生じた費用に関しては補填されうる。

5. ファミリー・ケア・ホームの開設

5-1 フォスター・ペアレントになる要件

フォスター・ペアレントには、19歳以上で、次の条件を満たすことができれば、誰でも申し込むことができる。

- 1) 犯罪歴の調査を受けること（同居の家族も含まれる。但し、18歳未満の子ども等の除外規定はあり）
- 2) 医療上の検査に合格すること（精神面も含まれる）
- 3) 三名からの推薦を受けること（一名は親族。二名は自分と親しく、自分がフォスター

ー・ペアレントとして子どもとどのような係わり方をするかを推測しうる人物。その三名との面接もあり)

4) 一緒に住める家があること（借家でも可）

以上、独身でも、結婚していないカップルでも、自分所有の家でなくとも、借金があつても、障碍とはならない。しかし、常識的に日々の営みを行い、責任を果たしている者に限られ、個人的な資質も重視される。

5-2 手続きの開始

手続きは、ケアについてワーカーや他のフォスター・ペアレントと話し、自分や家族についての基本的な情報を記入することから始まる。上述の条件を満たしていることが確認された後、オリエンテーション、さらにはリソース・ソーシャル・ワーカーの訪問の段階へと進む。経歴、趣味、ライフスタイル、子育ての経験、自分の家に適合すると思われる子どものタイプ等についての調査を受ける。家族のメンバー全員（フォスター・ペアレントの子どもも含む）に対してもアセスメントが行われる。初めてフォスター・ペアレントになる場合は、研修プログラムを受講する。子どもが来るまでの待機期間は、自分が望んだ子どものタイプと、コミュニティの抱えているニーズによる。

その家庭がファミリー・ケア・ホームを開設することを認められたときには、省とその家とは協定を結ぶことになる。

現実に子どもを自分のホームに受け入れてフォスター・ペアレントになる場合、あらかじめ子どもの年齢、性別を選択をすることができる。アボリジナル等の文化的な背景についても選択できる。また、受け入れを断ることもできる。子どもに兄弟姉妹がいる場合、一緒にケアすることが原則となっている。

5-3 研修

ケアを行う者は、BC州におけるフォスター・ケアの質の高さを維持するために研修を受ける。専門性を高めるためのこの研修は、the B.C. Foster Care Education Program のもとで行われ、the Ministry for Children and Families および the B.C. Federation of Foster Parent Associations が協力してあたっている。BC州では成人教育のためのコミュニティ・カレッジ・システムを利用して研修を行っている。the B.C. Foster Care Education Program は、BC州がカナダで一番早くに展開し発達させたものである。

プログラムは標準化され、BC州全体をカバーしている16のコミュニティ・カレッジのどこにおいても同一レベルのものを受講することができる。^{*10} 授業料は無料である。フォスター・ペアレントおよびその配偶者（あるいはパートナー）は、最初の2年間にこのプログラムを終了することが求められている。1999年11月1日より前にフォスター・ペアレントになった者は、5年内に研修を終了することでよい。

研修の内容は、多岐にわたる。フォスター・ケア・ホームの制度面、法律面等からの理解、子どもやフォスター・ペアレントの権利についての知識も含まれる。

心理的な面での事柄も学ぶ。子どもを理解するために、自分の子どもと同じように愛情を注ぐとは言っても、子ども自身には過去に受けた虐待などのトラウマがあり、また自分

*10 カレッジから距離がある等の理由で受講できない場合についても手当がなされている。

の家族から離れたという不安定さもあり、自分の子どもとの関係とは大きな違いがあることを自覚して対処する必要があるということを充分に理解した上で、ファミリー・ケア・ホームに来た子どもが通常取りがちな態度とそれへの対処法、子どもの精神面でのケア、子どもの過去に経験した出来事の聞き出し方、子どもとの関係構築の方法等を学ぶことになる。

子どもの家族とのコンタクトについては微妙な問題が多々出てくるため、細かなところまで学習する。コンタクトの取り方や訪問の時の留意点、子どもの家族との関係継続の方法、子どもの家族関連でソーシャル・ワーカーと協議すべき事柄、CF&CS Act の理想と現実とのギャップの埋め方などである。

研修は53時間、14単位で構成されている。1単位は3時間のものがほとんどであるが、6時間のものと5時間のものもある。ちなみに、6時間のコースは、「離別と愛着」、「虐待を受けていた徴候のつかみ方、および対処法」、「子どもや青年の行動について」であり、5時間のコースには「自殺について」も含まれる。

5-4 ファミリー・ケア・ホーム・プログラム (the Family Care Home Program)

省、the Ministry for Children and Families は、BC州の子ども達と家族に係わるプログラムの策定に責任を有している。省の提供するサービスの主なものは、子どもの保護、家庭支援、自分の親と暮らすことのできない子どもや青年に対するケアである。

省はファミリー・ケア・ホーム・プログラムを通じてフォスター・ペアレントを支援すると同時に、家庭に基礎を置いたケアをイン・ケアにある子ども達に提供する。

省は BCFFPA と協働して、イン・ケアにある子どもたちと、その子どもたちの世話をする人々にとって最高のサービスとプログラムを作り上げる。

ファミリー・ケア・ホームにおいて子どもに提供されるものの主な例を次に掲げる。衣・食・住に代表される形のあるケア、情緒面でのケア（家庭の中における愛や一体感を含む）、知的な面および情緒面における発達の促進、指導およびスーパービジョン、家庭における望ましい役割モデル等である。

ファミリー・ケア・ホーム・プログラムは、養育家庭においていかに子どものニーズに合致するケアをし、援助していくかということを考える上での枠組となる。

このプログラムは、次の四つの主要な理念に基づいている。

①奉仕の精神に基づく専門的な養育

誰もがフォスター・ペアレントとなるのに必要なスキルやパーソナリティを有しているわけではない。フォスター・ペアレントは、子どものケアに関して、充分なスキルと経験を有する人々でなければならない。

②一体的なチーム・ワーク

フォスター・ペアレント、省の職員、イン・ケアにある子どもとその親、コミュニティにおける援助者は、プログラムを実行する上で、原則として、欠かすことのできない人々である。これらの人々の関係は常にうまくいくというわけではなく、また、それぞれのケースは異なったものであるが、子どもを援助するプロセスにおいてチーム・ワークは本質的に重要なものである。

③難易度に応じた適切なケア

子ども達は、それぞれ異なったニードを持っている。そのニードは、「ある程度簡単に充足できるもの」から「非常に複雑で充足が極めて困難なもの」にまで及んでいる。これらのニードは、様々なスキルや人生経験やトレーニング経験を有するフォスター・ペアレントを用意することによってのみ満たされる。

④子どものケア・プラン

子どもに対してのケアは、子どもそれぞれのサービス・チーム（フォスター・ペアレントを含む）によって作られるプランに基づいて実行される。そのプランには、誰が何をするか、それは何時なのか、および将来起こると思われる変化について明記されなければならない。

ファミリー・ケア・ホーム・プログラムの総合的な目標は、子ども達に対して家庭に基づきおこなわれるケアを提供し、養育し、癒し、その子の潜在的な可能性を発達させることにある。

ファミリー・ケア・ホーム・プログラムは、チームの中でも最も重要なメンバーであるフォスター・ペアレントに対して、以下のガイドラインを遵守することを求めている。

①イン・ケアにある子ども達は特別なニーズを有しているということを忘れてはならない。子ども達の多くは、トラウマとなる別離（死別を含む）を経験している。また、ほとんどの子ども達は通常以上に注目、愛情、理解、忍耐を必要としている。

②子に対して、宿題を手伝ったり一緒に地域の行事等に参加したりして、個人的な関心を有しているということを示す必要がある。子どもは、楽しみを持ち、興味を発展させ、適切な社会的な振る舞い方を学ぶよう導かれなければならない。

③フォスター・ペアレントは、原則として子どもに関する情報のすべてを、子どものソーシャル・ワーカーと共有することになるが、特別に直接的な必要のある時以外は秘密保持の義務を負う。子どもに関する情報を学校等の他の機関等に渡してよいか疑問に思ったときは、子どものソーシャル・ワーカーに相談しなければならない。

④子どもの発達、親としての養育や代替養育に関しての最新の情報を学ぶようにしなければならない。BCFFPA や省主催のワークショップや地域のプログラムに参加して、養育のスキルを向上させていかなければならぬ。これに必要な情報は BCFFPA やそのフォスター・ペアレント担当のソーシャル・ワーカーから得ることができる。

⑤子どもの属していた文化や拡大家族との結びつきを維持できるようにしなければならない（拡大家族については例外あり）。

ファミリー・ケア・ホーム・プログラムのもとで提供されるすべてのサービスは、法律との一貫性が必要とされる。なかでも最も重要な法律は、the Child, Family and Community Service Act (C F & C S A c t) である。ディレクターは、C F & C S A c t により、プログラムのサービスに関して公の責任を有している。フォスター・ペアレントは、C F & C S A c t に精通し、遵守しなければならない。特に、「イン・ケアにある子ども¹¹の権利」（第70条）¹²には充分な注意を払わなければならない。

*11 children in care

*12 後述。

5-5 イン・ケアにおける子どもの地位

どのようにして子どもがイン・ケアとなるかにより、子どもの法的地位、およびケアにおけるいくつかの局面において違いが出てくる。

(ア) 協定による場合

親は法律上の保護者のままである。親は、プラン作成にかかりわり、メディカル・ケア等のガーディアンシップに属する事柄についても、特別の定めのない限り、同意を求められなければならない。この協定書のコピーは、フォスター・ペアレントに渡されなければならない。子どもが自分の家に戻ることを目標としているため、フォスター・ペアレントと子どものソーシャル・ワーカーは、子どもと子どもの家族が訪問、手紙、電話によって継続的な関係を保てるよう支援しなければならない。

(イ) 強制的かつ一時的に家から離れていることが必要とされる場合

ディレクターはケアとガーディアンシップに責任を有している。フォスター・ペアレントは学校への登録等、日常的な事柄について決定することができる。しかし、それ以外のことについては、子どものソーシャル・ワーカーと相談しなければならない。プランは子どもが家に戻ることを目標として立てられる。裁判所は親が子どもにアクセスするのを認めることができる。ディレクターは通常、子どもに影響を及ぼす重要な決定に関しては親と話し合う。

(ウ) 継続的なケアとなる場合

子どもが家族のもとへ戻る見込みはほとんどない場合である。そのためプランはよく考えられていて整合性のある長期的なものでなければならない。子どもが12歳になる前は、通常、養子縁組が検討される。12歳以上の場合には、親族への託置、アボリジナルのコミュニティへの託置、養子縁組、独立した生活を経て、最終的には完全に独立することを目標とするプランを立てなければならない。ケースによっては、子どもが家に戻らないときでも、裁判所は子どもが親と継続的にコンタクトをとることを認可することができる。これは親が子どもと暮らす能力がない場合であっても、子どもにとって血縁家族との接触が重要であることを認めてのものである。但し、あくまでも子どもの発達に良い影響を与える等、「子どもの最善の利益」¹³に合致すると裁判所が特別に判断した場合に限られる。

(エ) 他の州から来る場合

他の州で保護されている子どもが、BC州に移ってくる場合がある。他の州がガーディアンシップを継続している場合であっても、BC州は一般的に、このような子どもに対しても責任をもつ。フォスター・ペアレントが他の州の子どもを託される場合、その子どもに影響を及ぼす主要な決定に関して、通常のケースよりも時間がかかると考えておいた方がよい。けだし、子どものソーシャル・ワーカーはガーディアンシップを有している州と協議しなければならないからである。

子どもがイン・ケアにあるとき、決定を行うのは誰なのか、どのような決定がなされるかは、協定あるいは裁判所命令によってカスタディがどのように定められているかによってかなり異なってくる。カスタディとガーディアンシップとの関係は、主として次のように

*13 「子どもの最善の利益」の判断基準については、前掲拙著参照。

になっている。

ガーディアンシップは、親の権利と責任のすべてを含む。子どもに関する法的な決定、例えば、医療的ケア、運転免許、結婚、外国旅行などに対する同意等、をもなし得る。カスタディは、子どもの日常的なケアを含む。これには、ガーディアンシップにおける親の役割や責任の一部あるいはすべてが入ることもある。

特定のケースでは、省のディレクターはフォスター・ペアレントに、ケア、カスタディあるいはガーディアンシップに関するディレクターの職分の一部を与えることができる。それによってフォスター・ペアレントは、あたかも自分が後見人であるかのように（法律上そうであるか否かを問わない）子どものケアを行う。このような権限付与の行為は、省との協定である *the Family Care Home agreement* で定められる。

5-6 ワーカーとの係わり

フォスター・ペアレントが最も緊密にコンタクトをとるのは、子どものソーシャル・ワーカーである。子どものソーシャル・ワーカーは、省の側からの子どもと家族に対しての主たる接点であり、イン・ケアにある子どもに関して主要な決定を担っている。一般的に、子どものケアに関するプランづくりに責任を有するとともに、子どもと直接的な関係を有する財政上の問題についても責任を有している。子どもに特別な問題がある場合にはフォスター・ペアレントに対して自ら援助し、あるいは適切な機関や資源を紹介することによって援助する。ほとんどの場合において、省のディレクターは子ども担当のソーシャル・ワーカーである。

子どもの側と同様に、フォスター・ペアレントの側にもリソース・ソーシャル・ワーカーがつくことになる。このリソース・ソーシャル・ワーカーはフォスター・ペアレントやフォスター・ファミリーを援助する。例えば、行政手続きや資金面での支援を行い、意見の違いや誤解を解決し、代替養育のスキルや方法を伝え、必要なトレーニングが何かをわからせ、受けさせる。

以上のソーシャル・ワーカーは、フォスター・ペアレントにとっても子どもにとっても不可欠な存在である。

フォスター・ペアレントの開設しているホームへの託置が成功するか否かは、一緒に仕事をすることになる人達に負うところが極めて大きい。フォスター・ペアレント、子どものソーシャル・ワーカー、リソース・ソーシャル・ワーカー、親、コミュニティ等、これらすべてがそれぞれの役割をもって参加することが重要である。子どもにも、可能である限り自分に相談される権利があることを理解させ参加されることも不可欠である。

6. ケア・プラン

子どものケアにつき、設定された目標に到達するためには、すべての関与者がケア・プランの策定と決定をなすプロセスに深い係わりを持つことが必要である。プランの策定が必要とされる理由は他にもある。子どものニードが *CF & CS Act* のもとでの一貫した方法で扱われることを保証するという点、移行の期間を適切に対処でき、子どもの生活とケアの継続性と一貫性を保つことが可能となる点などである。子どものソーシャル・ワーカーは、イン・ケアにある子どものケア・プランに関して中核的な責任を有している。

また、プラン作成段階におけるフォスター・ペアレントの完全な参加（行動においても意見を述べることにおいても）は、その子どもと家族との関係構築を成功させる為に必要である。それぞれがどのような局面において役割を持つのかも定めておく必要がある。例えば学校と接触するのが誰かということについてである。このようにしておくことで、後に生じてくるかもしれないすさまじいまでの混乱とフラストレーションを少なくすることが可能になる。

子どもについては、子どものソーシャル・ワーカーとだけではなく、プラン策定に係わるすべての人々と積極的に関係を構築しておく必要がある。

フォスター・ペアレントが子どものソーシャル・ワーカーと常に連絡を取り合うことも必要とされる。初めてのことを行うときや子どもの生活に変化が生じるとき、例えばコミュニティへの参加へ休暇、あるいは転校のようなときには、フォスター・ペアレントは事前にソーシャル・ワーカーと話し合いをもつ必要がある。

子どもの親や家族もまた、原則として、プランの策定に参加することになる。係われば係わるほど、それだけプランのゴールの実現に積極的になり、他のチーム・メンバーとの関係も良好になり、子どもが家に戻ってからも自分たちの力だけで上手に子どもとの関係を保つことができるようになる。ゴールの設定について中心的な関わりを持ち発言をおこなうこと、およびケアを分担していくことは必要かつ自然なことであり、また、親の権利でもある。子どもはほとんどの場合、コミュニティのさまざまな機関や健康関係の機構と関係をもつことになる。

スペシャル・ニードを有している子ども達、すなわち、身体障害や発達上の遅れ、あるいは行動面や情緒面における問題を抱えている子ども達については、専門的なサービスが必要となることがある。その場合には、このようなサービスを提供できる専門家がチームの一員になったり共に活動したりする。誰がどの局面を扱うかの事前の取り決めはここでも必要となってくる。

スペシャル・ニードをもつ子どものためにフォスター・ファミリーを選定するときは、ソーシャル・ワーカーは子どものニーズを充たしてくれる可能性が最も高いホームを探す。CF&CS Act によって要求されているように、「子どもの最善の利益」はすべての決定の場面において、最も重視されなければならない。子どもの利益は、子どものケアをする人が誰であれ、まず最初に考慮されなければならない。アボリジナルの子どもであるときは、文化面でのアイデンティティの維持を考慮しなければならない。このことは CF&CS Act の法文に定められている「子どもの最善の利益」の内容でもある。ソーシャル・ワーカーは、可能性があるときは常に、子どもをファミリー・ケア・ホームへの試験的な託置を行わなければならない。

プラン作成において考慮されるべき子どものニーズは、情緒面、発達面、健康面、文化、社会参加やレクリエーションの機会、宗教上の活動、その他である。

30日を超えて（30日を含まない）イン・ケアにおかれ子どものについては、全員にケア・プランを作成しなければならない。それには長期のイン・ケアの役割やゴールも含まれる。しかし、ケア・プランはそのときどきの状況に適合するものでなければならぬため、定期的に検討しなおされて、子どものニーズや発達に応じて修正される。多くの人々がケア・プランのミーティングに参加する。

- ・子ども。但し、子どもが12歳以上のとき、あるいは、12歳に満たない場合であっても、参加を望んでいるとき。
- ・子どもによって選ばれた援助者
- ・子どものソーシャル・ワーカー、およびリソース・ソーシャル・ワーカー
- ・フォスター・ペアレント
- ・子どものケアに直接的な係わりを持つ、フォスター・ファミリーのメンバー
- ・子どもの属すアボリジナルのコミュニティの代表者として適当な者

このほかにも、ケア・プランを作る上で有益な情報を持っている者がいる場合にはミーティング（情報に関係する回だけでも可）に呼ぶことができる。

ケア・プランは総合的なものである。最終目標として次のゴールのなかの一つが含まれる。

- ・親のもとへ戻る
- ・親戚への託置
- ・アボリジナルのコミュニティへの託置
- ・代替養育：フォスター・ファミリーによる養育、あるいは特別な施設によるケア
- ・子どもが17歳から19歳までの年齢である場合における、独立した生活（監督する大人が家にいない暮らし方である。賃貸、下宿、同居）
- ・養子縁組

プランには次のことが含まれる。

- ・子どもの託置
- ・子どもの情緒面でのニーズ、発達面でのニーズ
- ・子どもの家族との関係維持、および社会的な関係の維持
- ・子どもの健康面でのニーズ
- ・子どもの教育面でのニーズ
- ・文化面の継承
- ・社会参加の機会、および、レクリエーションの機会
- ・宗教および宗教上の行為の継続性
- ・その他、子どもにとって重要なこと

子どもがミーティングに参加しない場合においても、子どもはプランの説明を受け、コピーを受け取る権利を有す。フォスター・ペアレントもまた、コピーを受け取る。

フォスター・ペアレントと子どものソーシャル・ワーカーとリソース・ソーシャル・ワーカーは、プランについて、また、どのようにプランをホームのなかで子どもに伝えていくかについて話し合う。この話し合いには、必要な場合には、子どもや他の家族も参加する。子どものソーシャル・ワーカーは、プランの変更がある場合には、変更のすべてを子どもに伝えていかなければならない。

ケア・プランには、ファミリー・ケア・ホームで子どものケアを行う人の責任が書かれれる。それはフォスター・ペアレントの役割についての定めであり、子どもがどのようなケアを受けるかについての取り決めである。ケア・プランのこの部分は、子どもが来てから30日以内に完成され、その後子どもの状況に重大な変化があったときに、あるいはもとのプランがもはや不適当になったときにはいつでも修正することができる。また、ケア・

プランは、6カ月ごとに、フォスター・ペアレント、子どものソーシャル・ワーカー、リソース・ソーシャル・ワーカー、その他プラン作成のメンバーによって見直され、修正される。

7. イン・ケアにある子どもの権利

イン・ケアにある子どもの権利擁護に関し、ケア・プランの作成、定期的および随時の訪問による状況把握、子どもからの直接的な聴取、フォスター・ペアレントからの報告、専門家の重層的な関与等についてはこれまで述べてきたとおりである。託置のとき、および、子どもがフォスター・ペアレントのもとにいるとき、子どものソーシャル・ワーカーと定期的に会うこと、あるいはケアに置かれている間に何かあったときはいつでも会えることは極めて重要である。

イン・ケアにある子どもは皆、健康手帳を持つ。それには過去の病歴や健康に関する情報が書かれている。また、そこに健康に関する新たな事柄を書き足していくことも、フォスター・ペアレントの責任の一つである。

また、イン・ケアにある子どもは皆、ライフ・ブックを持つ。ライフ・ブックは、ファミリー・ケア・ホームにいる子どもの、自らの人生に関係する人々のことや出来事についての、非公式な記録帳・記念品である。これは子どもが自分についてのこれまでのことを知り、確認すると共に、自分の人生や生活が継続しているという感覚を持てるようとするためのものである。6カ月を超えてイン・ケアにある見通しのときは、すべての子どもにライフ・ブックが持たされる。これは子どものソーシャル・ワーカーと子ども自身と、フォスター・ペアレントが連携して作り上げ保存していくものであり、フォスター・ペアレントは常にそのことに気を配っている必要がある。そして子どもがファミリー・ケア・ホームを去るときには、ライフ・ブックを持たせなければならない。ライフ・ブックには次のものが含まれる。写真、思い出の品々、フォスター・ファミリーの名前・住所・写真、報告書、成績表、友人や親戚からの手紙、旅行・コンサート・スポーツのイベント等の記念の品々、バッジやリボンなど、学校関係の品々等。

この他にも、イン・ケアにある子どもの権利に属する事柄については、具体的な点に関して、CF&CS Act 70条に数多くの定めがある。

- a) 食べ物、衣類、養育が、コミュニティの標準的なレベルであること、および、提供される物が、託置される他の子ども達と同じ質であること
- b) ケア・プランについて知らされること
- c) 自分に影響を及ぼす重要な決定に関して、能力に応じて、相談され、意見を述べること
- d) 常識的なレベルでのプライバシーが保たれること、および、自己の物を所有できること
- e) 体罰を与えられないこと
- f) ケアを行う人が、子どもに対して一般的にどのような行動を期待しているのか、そしてその期待に添えなかつたときにどのような結果になるのか、ということについての情報を与えられること

- g) 医療や歯科治療が必要とされるようになった場合、それを受けすこと
- h) 本人の能力からみて適当でかつ本人が興味を持っている社会的な活動およびレクリエーションがあり、それが現実に可能で適切なものであれば、それに参加すること。
- i) 本人の選択により、宗教教育を受け、宗教上の行為に参加すること
- j) 自らの文化の継承に関して、指導を受け、奨励されること
- k) 自分の受けているカスタディやケアに影響を与える決定について、意見を聞かれるにあたって、言語や能力についての障壁がある場合、通訳あるいは説明してくれる人を提供されること
- l) 自分の家族との話し合いのときに、プライバシーを保証されること
- m) 弁護士、the Child , Youth and Family Advocate 、 オンブズマン Ombudsman 、 the Legislative Assembly や議会 Parliament のメンバーと話をするときに、プライバシーが保証されること
- n) the Child , Youth and Family Advocate についての情報が提供されること、および、ことコンタクトをとるときに援助されること
- o) CF & CS Act における権利、および、自らの権利行使することを可能にするための手続きを知らされること

これらの CF & CS Act に定められた諸権利が、ファミリー・ケア・ホームに関してさらに詳しく、具体的に定められている。

たとえば、e の、「体罰を与えられないこと」というところについては、子どもには安全で、安定した、愛情に満ちた環境が必要である、という大原則のもとで、躾と罰についての詳細な定めがなされている。身体に痛みを加える行為は、殴ったり平手打ちをしたりというだけではなく、尻をたたくという行為に至るまで禁止されている。また、単なる体罰に留まらず、以下の行為も禁止されている（抜粋）。

- ・子どもの基本的な権利や、食べ物、衣類、居場所、寝る場所のような必要なものを奪ったり、親やガーディアンとの接触を妨げたりすること
- ・ファミリー・ケア・ホームから出すという脅し
- ・不適切、あるいは度を超えた練習や課題を与えること
- ・子どもを揺すったり強く押したりという力を加える行為、
- ・恥をかかせたり馬鹿にしたり虐待したりという、面目を失わせるような行為
- ・特定の子どもの行ったことに対して、他の子どもにも連帯責任をとらせること、等。

「躾」というのは、子ども自身がしようとする意図的規制する行為である、とされている。ホームにおいて躾を行った場合は、どんなことでも子どものソーシャル・ワーカーとリソース・ソーシャル・ワーカーに報告され、検討されなければならない。

躾の適切なテクニックも学ぶことになる。話し合う、ほめる、励ます、モデルを与える、そのことについて与えられていた特典がある場合においてそれを元に戻す、自分の行為がどのような結果をもたらすのかを理解するという目的を持って試験的に行動し経験してみることを許可する等である。フォスター・ペアレントに対しては、躾のテクニックやトレーニングの必要性についてソーシャル・ワーカーに相談することが奨励されている。

d の、常識的なレベルでのプライバシーが保たれること、および、自己の物を所有でき